

令和 8 年 7 月

福井県経営者協会

会長 林 正博 殿

職場におけるハラスメント防止と同一労働同一賃金に
関する要請について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場におけるハラスメント防止のため、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法を改正し、令和 8 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に係る省令等が令和 8 年 4 月に改正し、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が、令和 8 年 10 月 1 日付けて施行されることとなっております。

福井労働局では、今般の改正により新たに義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置に加え、従来からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等のハラスメント及び育児・介護等に対する職場におけるハラスメント防止につきましても総合的・一体的な推進に取り組んでまいります。

併せて、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化を行ってまいります。

貴団体におかれましては、本改正は、ハラスメントの防止及び多様な労働者が能力を発揮できる公正な雇用環境整備を目的とする趣旨を御理解いただき、傘下会員企業に対する周知・啓発につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井労働局長 佐藤 賢一郎



令和 8 年 7 月

一般社団法人 福井県商工会議所連合会
会頭 八木 誠一郎 殿

職場におけるハラスメント防止と同一労働同一賃金に
関する要請について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場におけるハラスメント防止のため、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法を改正し、令和 8 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に係る省令等が令和 8 年 4 月に改正し、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が、令和 8 年 10 月 1 日付けて施行されることとなっております。

福井労働局では、今般の改正により新たに義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置に加え、従来からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等のハラスメント及び育児・介護等に対する職場におけるハラスメント防止につきましても総合的・一体的な推進に取り組んでまいります。

併せて、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化を行ってまいります。

貴団体におかれましては、本改正は、ハラスメントの防止及び多様な労働者が能力を発揮できる公正な雇用環境整備を目的とする趣旨を御理解いただき、傘下会員企業に対する周知・啓発につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井労働局長 佐藤 賢一郎



令和 8 年 7 月

福井経済同友会

代表幹事 吉田 真士 殿

代表幹事 小林 秀夫 殿

職場におけるハラスメント防止と同一労働同一賃金に
関する要請について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場におけるハラスメント防止のため、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法を改正し、令和 8 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に係る省令等が令和 8 年 4 月に改正し、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が、令和 8 年 10 月 1 日付けて施行されることとなっております。

福井労働局では、今般の改正により新たに義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置に加え、従来からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等のハラスメント及び育児・介護等に対する職場におけるハラスメント防止につきましても総合的・一体的な推進に取り組んでまいります。

併せて、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化を行ってまいります。

貴団体におかれましては、本改正は、ハラスメントの防止及び多様な労働者が能力を発揮できる公正な雇用環境整備を目的とする趣旨を御理解いただき、傘下会員企業に対する周知・啓発につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井労働局長 佐藤 賢一郎



令和 8 年 7 月

福井県中小企業団体中央会
会長 加藤 英樹 殿

職場におけるハラスメント防止と同一労働同一賃金に
関する要請について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場におけるハラスメント防止のため、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法を改正し、令和 8 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に係る省令等が令和 8 年 4 月に改正し、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が、令和 8 年 10 月 1 日付で施行されることとなっております。

福井労働局では、今般の改正により新たに義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置に加え、従来からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等のハラスメント及び育児・介護等に対する職場におけるハラスメント防止につきましても総合的・一体的な推進に取り組んでまいります。

併せて、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化を行ってまいります。

貴団体におかれましては、本改正は、ハラスメントの防止及び多様な労働者が能力を発揮できる公正な雇用環境整備を目的とする趣旨を御理解いただき、傘下会員企業に対する周知・啓発につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井労働局長 佐藤 賢一郎



令和 8 年 7 月

福井県商工会連合会

会長 白崎 誠一 殿

職場におけるハラスメント防止と同一労働同一賃金に
関する要請について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場におけるハラスメント防止のため、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法を改正し、令和 8 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に係る省令等が令和 8 年 4 月に改正し、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が、令和 8 年 10 月 1 日付けで施行されることとなっております。

福井労働局では、今般の改正により新たに義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置に加え、従来からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等のハラスメント及び育児・介護等に対する職場におけるハラスメント防止につきましても総合的・一体的な推進に取り組んでまいります。

併せて、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化を行ってまいります。

貴団体におかれましては、本改正は、ハラスメントの防止及び多様な労働者が能力を発揮できる公正な雇用環境整備を目的とする趣旨を御理解いただき、傘下会員企業に対する周知・啓発につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井労働局長 佐藤 賢一郎



令和 8 年 7 月

日本労働組合総連合会

福井県連合会

会長 橋岡 克典 殿

職場におけるハラスメント防止と同一労働同一賃金に
関する要請について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場におけるハラスメント防止のため、令和 7 年 6 月に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法を改正し、令和 8 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に係る省令等が令和 8 年 4 月に改正し、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が、令和 8 年 10 月 1 日付けで施行されることとなっております。

福井労働局では、今般の改正により新たに義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置に加え、従来からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等のハラスメント及び育児・介護等に対する職場におけるハラスメント防止につきましても総合的・一体的な推進に取り組んでまいります。

併せて、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化を行ってまいります。

貴団体におかれましては、本改正は、ハラスメントの防止及び多様な労働者が能力を発揮できる公正な雇用環境整備を目的とする趣旨を御理解いただき、傘下組合に対する周知・啓発につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井労働局長 佐藤 賢一郎

